

税金が滞納にならないように 納期内納付にご協力を

貴重な税金は、御代田町でも皆さまの生活のさまざまな場面で使われています。納期内での納付をお願いします。

税務課では、納期内納付をしている皆さまとの公平を確保するため、税金の滞納について次のような対応を実施しています。

督促状を発送します

ご自身で納める税金が未納（口座引き落とし不能を含む）だった場合、納期限後20日を目安に、地方税法の規定により督促状を発送します。一通につき督促手数料100円が加算されます。（督促状は1回限り）

督促状でも納付がない場合

地方税法第331条他により、「督促状発送後、10日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならない。」と規定されているため、以下のように対応していきます。

①催告書の送付

うっかり忘れてしまうこともあるので、適宜催告書を送付し、納付を促します。

②財産調査

催告書を送付しても納付がない場合は、財産調査を開始します。
調査例：預金・動産・不動産・生命保険・勤務先（給与）・売掛金・売電契約 など
（状況により、差し押え予告通知等を発送する場合があります。）

③財産の差し押え

差し押える財産は、換価優位性（すぐに現金化が可能か）を考慮しながら、財産を差し押え、当該税金に換価します。
差し押え例：預金・給与・年金・生命保険・売電収入・売掛金・不動産 など

④長野県地方税滞納整理機構に移管

徴収困難案件を中心に徴収する滞納整理機構に移管し、更に徹底した財産調査（家宅搜索を含む）の上、財産の差し押えや、公売等を実施し完納を目指します。



延滞金のおはなし

納期限の翌日から、延滞金の計算が始まります。延滞金は、千円未満までは請求しませんが、超えたところで千円から請求します。（100円未満は切り捨て）

延滞金は、高い利率（1カ月まで2.4％・1カ月から納付日まで8.7％）になります。早い段階で納付しましょう。（注意：ここ数年は同じ利率ですが、年ごとで利率は決定されます。）

延滞金計算例

納期限 6月30日 本税100,000円を10月8日（100日間経過）に納付した場合

1カ月まで：100,000円×2.4％×31日÷365＝ 203円（円未満切り捨て）

1カ月以降：100,000円×8.7％×69日÷365＝1,644円（円未満切り捨て）

延滞金額 ：203円＋1,644円＝1,847円⇒ 1,800円（100円未満切り捨て）

納税相談はお早めに

病気や失業等、やむを得ない事情で納期限までに税金を納めることができない場合等、早めに税務課収税係へご相談ください。また、災害等による徴収猶予制度もあります。

問い合わせ先 税務課収税係（32）3126

インフォメーション

「やまゆりを育ててみませんか」 やまゆり栽培講習会を開催します



やまゆり祭へ ようこそ！

「やまゆり共同作業所」は障がいを持つ方々がそれぞれの目的を持って、社会的自立を目指して仕事をしています。より一層地域に根ざした作業所の運営を目指して、第11回「やまゆり祭」を開催いたします。作業所自主製品販売、各種露店、子供ゲームコーナー

等を用意して皆さまのお越しをお待ちしております。障がいのある人もない人も同じ空の下、一緒にお祭りを楽しみませんか？
日時 10月18日（土）
午前10時～午後2時
場所 御代田町やまゆり共同作業所および町駅北駐車場（郵便局裏）
内容 ・作業所製品販売（フラフト

テープカゴ製品・アクリル たわし・スパーモップ・レジンアクセサリー）
・かご作り体験コーナー
・露店（焼きそば・カレー・わたあめ・ポップコーン・喫茶コーナー・子供ゲームコーナー・ミニバザーなど）
問い合わせ先
御代田町やまゆり共同作業所
（32）1118

場所

エコールみよた円形広場
（雨天の場合は、役場東側玄関付近）

販売数

一人2セットまで

参加費 2,000円

（鉢・養土・球根）

※鉢を持参する方は、

1,500円

※球根のみ購入する方は、

1,000円

受付締め切り 10月24日（金）

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係
（32）3113

宝くじの助成金により 備品を整備しました

宝くじの社会貢献広報事業である、一般財団法人自治総合センター実施のコミュニティ助成事業を活用し、西軽井沢区にエアコン、テントおよびAEDを整備しました。



▶エアコン
▶テント



▲AED

問い合わせ先
企画財政課企画係
（32）3112

10月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 町県民税（3期分）
- 国民健康保険税（5期分）
- 後期高齢者医療保険料（4期分）
- 介護保険料（4期分）
- 保育料（10月分）
- 町営住宅使用料（10月分）
- 上水道使用料（10月期分）
大口9月使用分、一般8・9月使用分
- 下水道使用料（10月期分）
大口9月使用分、一般8・9月使用分（町営水道区域）
一般6・7月使用分（佐久水道区域）

納期限
10/31 金曜日

「みよたメール配信サービス」
登録2次元コード
詳しくは、「暮らしのカレンダー（裏表紙）」をご覧ください。

